

陳 情 第 5 号	平成23年2月23日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	「横山前議会選出監査委員が凶らずも自己のブログで露呈した、複数議員にかかわる個人情報流布」の目的、背景などにつき厳正な調査を八千代市議会内で実施すること、及び八千代市役所内での厳正かつ徹底的な調査とあわせ、相応な権限を付与した「個人情報保護・監督責任担当者」の設置を市議会として、豊田市長に求めることを要請する件
陳 情 要 旨	<p>八千代市議会は、個人情報漏えいが市役所内での市民個人情報の漏えいが日常化している疑いがあるにもかかわらず、昨年9月28日、単に横山監査委員辞任勧告決議を行ったことでお茶を濁しただけに終わっている。事実上、不当かつ過度の「対抗会派への威力行使牽制行為」をとがめる程度の意識の発露にとどまったと見える。市議会本来の役割は、市行政への監視及び提案を中心として、「主権者たる市民の利益、安寧のためにのみ働く」ことを市長に強く求める立場にもあるという認識が欠如し、片手落ちである。下に述べるとおり、上記決議では、いまだ「市議会の反省の不足」と「行政への監視の不徹底」を示すものと言わざるを得ない。</p> <p>ここで、市民（国民）の利益保護の観点から大いに注意すべき事柄がある。それは国が「共通番号制度（いわゆる全国民背番号制度）の導入・実施」を急いでいる事実である。この制度のもとの個人情報の漏えい・流布がいかに重大な危険性をはらむかの危惧がつとに論じられているところである。かかる現状で、八千代市役所内で個人情報の漏えいが日常化しているならば、市民の目から、当市は「同制度の実施に適合しない地方行政団体」であるということになる。よって、適切な調査と措置が必要となる。</p> <p>横山議員・前監査委員の個人情報流布の背景、経緯に関する調査開始とともに、同人が言い繕った「八千代市役所内での風評」の有無と市役所関係部署からの個人情報漏えいの実体、漏えい（情報提供）実行者の特定・摘発のための厳正、徹底的な調査の実施を、市議会として豊田市長に即刻、正式に要求することを求める。</p>

○ 横山議員については、次を問うべし。

1. 横山議員が監査委員として当時職務上積極的に得た各議員の「個人情報」ではないのか、得たのは市役所内関係職員の内いずれかからの自発的情報提供によるものか。しかし、反対派の複数議員の「税・国保料納入延滞」という個人情報、となると、何らか職権をかさに着た職務上の「強要」のにおいが著しく感じられる。
2. 「市役所内の風評をブログに載せたにすぎないことをうっかり言い間違えた」旨の言い繕いをしているが、政治的駆け引きと保身のすべにたけたベテラン議員が「間違える」わけがない。市会議員・監査委員として八千代市個人情報保護条例の存在への無視、看過ないしは無関心によって、得た情報を安易に流布するに任せたのか。それにかかわる監査委員としての職務上の責任性は何らか意識したのか、しなかったのか。「32人の議員のうちの複数議員」としながら「特定の名前を出さぬから個人情報には当たらぬ」とでもいうのか。

○ 市長に対しては、次を問い、求めるべし。

1. 市民からの「横山監査委員罷免」の措置請求に一顧も与えなかった理由は何か。
2. 横山議員・前監査委員に対して、「市役所内風評であることをいつ、どのように知ったか」、「市役所内風評に関しての何らかの質問や指摘をいずれかの部署、職員に投げかけたことはあるか、ないか」を問うたか、問わなかったか。
3. 「市役所内風評」なる横山ブログはとりもなおさず、市長の監督責任、当市個人情報保護条例違反見過ごしの責任等を広く一般に問うものでもあったが、それに関して行政上の責任意識が豊田市長にありや、なしや。市民からの横山ブログ事件の指摘にもかかわらず調査をしなかったのか、調査したのか。したのであれば結果を公表するべきであるが、「公開請求」がなければ過程も結果も一切公表しないのか。それとも情報漏えい・流布一切合財を全くなかったものと「ほおかむり」を決めるのか。
4. 市役所内の税徴収・諸費収入担当者による情報漏えいがないし提供がない限り、余人のだれも知りえない個人情報「流れる」わけがないのが常識だが、その漏えいがないし提供が第三者からの依頼による開示なのか、それとも

自発提供行為であるのか、また後者の場合、その目的は何か。第三者からの依頼・強要の場合、だれによるものだったか、など。それらについて調査はしたのか、まだなら即刻の調査開始を求める。

5. 市長自身の「個人情報保護条例」の遵守精神確認と、市の機関としての「個人情報保護・監督責任者」の設置を強く求める。

本陳情者は過去の別件で、八千代市議会は外に向かったの情報発信も積極的に行うべきであると提言した。「八千代市長が、市の監査委員が個人情報を流布しようが、職員が漏えいしようが、一向に意に介していない実情」、「市議会が市民の利益侵害を阻止するため、その市長に対する適切な措置を講じる求めもしない無能」の例を見るにつけ、ファシズム的手段の具にならぬとも限らない危惧を持たされる「共通番号制度」の実施には、国家事業上の今日的要請に迫られているとは言い条、まことに時期尚早であると言わざるを得ない。

国の「個人情報保護法」は目下のところ、企業の行動が対象の中心となっており、個人の秘密、利益、名誉等の保護という観点からは極めて遠い存在にすぎない。

情報管理の徹底には専ら部署長・担当者の属人的遵法精神に頼るしかない状態では、権力によるファシヨ的悪用が最も危惧されるていのものであることが最大の問題であろう。

今回事案に対するに市議会、市長ともども、誠心誠意の徹底的解決を示しつつ、「個人情報保護精神と実行の徹底を果たし得る法整備などを前提とせぬ限りは、共通番号制度の一律・一斉実施はむしろ暴虐的行政手段ですらある」という警告を発するべきであると考えます。

最後に、議会選出監査委員の姿勢について当方の経験上の一言を述べる。現代表監査委員は平成11年12月就任以来の超長期在任であるが、その間、監査委員に関する数々の情報公開審査会答申にも、監査経過中の、極めて不適切な手法の適用を糊塗する悪らつきが随所に指摘されている。議員監査委員たるもの、「微」温故「半」知新にても、いま少しのお勉強はするように求める。議会選出という以上、委員報酬獲得のみに関心を示し、代表委員の腰ぎんちゃくに徹するあり方が目立つのは寒心にたえない。監査結果が、とかく、行政におもねる傾向を見せ過ぎる点の積極的な指摘や改善など、市民感覚重視の建設的

な仕事に精を出してもらいたいものである。